

平成31年度

# 計算書類(決算)

学校法人 志紀学園

# 独立監査人の監査報告書

令和2年5月30日

学校法人 志紀学園  
理事会 御中

公認会計士 川東和彦 事務所  
大阪府大阪市

公認会計士 川東 和彦 印

## 監査意見

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成28年6月3日付け大阪府公告第1号に基づき、学校法人志紀学園の平成31年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人志紀学園の令和2年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

## 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに

対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第一号様式（第12条関係）

資金収支計算書

平成31年 4月 1日から  
令和 2年 3月31日まで

(単位 円)

収入の部			
科目	予算	決算	差異
学生生徒等納付金収入	61,041,660	60,129,350	912,310
手数料収入	5,175,000	5,200,000	△ 25,000
補助金収入	308,799,492	308,930,127	△ 130,635
付随事業収入	14,280,000	14,374,100	△ 94,100
受取利息・配当金収入	436,000	436,225	△ 225
雑収入	7,034,562	7,089,641	△ 55,079
その他の収入	71,054,735	71,731,182	△ 676,447
資金収入調整勘定	△ 27,500,000	△ 27,609,728	109,728
前年度繰越支払資金	291,059,969	291,059,969	
<b>収入の部合計</b>	<b>731,381,418</b>	<b>731,340,866</b>	<b>40,552</b>
支出の部			
科目	予算	決算	差異
人件費支出	243,964,562	243,885,011	79,551
教育研究経費支出	42,570,000	42,143,026	426,974
管理経費支出	23,605,000	23,089,025	515,975
施設関係支出	19,590,000	19,588,300	1,700
設備関係支出	1,116,000	1,116,000	0
資産運用支出	14,000,000	14,000,000	0
その他の支出	45,626,613	45,004,692	621,921
資金支出調整勘定	△ 3,914,562	△ 3,925,872	11,310
翌年度繰越支払資金	344,823,805	346,440,684	△ 1,616,879
<b>支出の部合計</b>	<b>731,381,418</b>	<b>731,340,866</b>	<b>40,552</b>

第五号様式（第23条関係）

事業活動収支計算書

平成31年 4月 1日から  
令和 2年 3月31日まで

教育活動収支					
教育活動	収入の活動部	科目	予算	決算	差異
		学生生徒等納付金	61,041,660	60,129,350	912,310
	手数料	5,175,000	5,200,000	△ 25,000	
	経常費等補助金	308,799,492	308,930,127	△ 130,635	
	付随事業収入	14,280,000	14,374,100	△ 94,100	
	雑収入	7,034,562	7,089,641	△ 55,079	
	<b>教育活動収入計</b>	<b>396,330,714</b>	<b>395,723,218</b>	<b>607,496</b>	
教育活動	支出の活動部	科目	予算	決算	差異
		人件費	243,964,562	243,885,011	79,551
	教育研究経費	51,005,407	50,578,433	426,974	
	管理経費	25,767,554	25,251,579	515,975	
	<b>教育活動支出計</b>	<b>320,737,523</b>	<b>319,715,023</b>	<b>1,022,500</b>	
	<b>教育活動収支差額</b>	<b>75,593,191</b>	<b>76,008,195</b>	<b>△ 415,004</b>	
教育活動	外収入の活動部	科目	予算	決算	差異
		受取利息・配当金	436,000	436,225	△ 225
	<b>教育活動外収入計</b>	<b>436,000</b>	<b>436,225</b>	<b>△ 225</b>	
	<b>教育活動外収支差額</b>	<b>436,000</b>	<b>436,225</b>	<b>△ 225</b>	
	<b>経常収支差額</b>	<b>76,029,191</b>	<b>76,444,420</b>	<b>△ 415,229</b>	
特別収支	収入の活動部	科目	予算	決算	差異
		その他の特別収入	7,401,010	7,401,010	0
	<b>特別収入計</b>	<b>7,401,010</b>	<b>7,401,010</b>	<b>0</b>	
	<b>特別収支差額</b>	<b>7,401,010</b>	<b>7,401,010</b>	<b>0</b>	
	<b>基本金組入前当年度収支差額</b>	<b>83,430,201</b>	<b>83,845,430</b>	<b>△ 415,229</b>	
	<b>基本金組入額合計</b>	<b>△ 24,555,510</b>	<b>△ 24,555,510</b>	<b>0</b>	
	<b>当年度収支差額</b>	<b>58,874,691</b>	<b>59,289,920</b>	<b>△ 415,229</b>	
	<b>前年度繰越収支差額</b>	<b>118,933,803</b>	<b>118,933,803</b>	<b>0</b>	
	<b>翌年度繰越収支差額</b>	<b>177,808,494</b>	<b>178,223,723</b>	<b>△ 415,229</b>	
(参考)					
	事業活動収入計	404,167,724	403,560,453	607,271	
	事業活動支出計	320,737,523	319,715,023	1,022,500	

## 貸借対照表

令和 2年 3月31日

（単位：円）

資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	347,042,892	331,535,543	15,507,349
有形固定資産	333,992,592	316,485,243	17,507,349
土地	76,485,018	69,084,009	7,401,009
建 物	234,447,765	221,953,947	12,493,818
構築物	4,588,125	5,085,937	△ 497,812
教育研究用機器備品	4,792,449	5,635,561	△ 843,112
管理用機器備品	3,779,676	3,124,506	655,170
図 書	3,051,654	3,051,654	0
車 両	6,847,905	8,549,629	△ 1,701,724
特定資産	12,000,000	14,000,000	△ 2,000,000
第2号基本金引当特定資産	12,000,000	14,000,000	△ 2,000,000
その他の固定資産	1,050,300	1,050,300	0
電話加入権	50,300	50,300	0
出資金	1,000,000	1,000,000	0
流動資産	374,050,412	303,114,704	70,935,708
現金預金	346,440,684	291,059,969	55,380,715
未収入金	27,609,728	12,054,735	15,554,993
資産の部合計	721,093,304	634,650,247	86,443,057
負 債 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
流動負債	6,952,402	4,354,775	2,597,627
未払金	3,925,872	1,626,613	2,299,259
預り金	3,026,530	2,728,162	298,368
負債の部合計	6,952,402	4,354,775	2,597,627
純 資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金	535,917,179	511,361,669	24,555,510
第1号基本金	501,917,179	475,361,669	26,555,510
第2号基本金	12,000,000	14,000,000	△ 2,000,000
第4号基本金	22,000,000	22,000,000	0
繰越収支差額	178,223,723	118,933,803	59,289,920
翌年度繰越収支差額	178,223,723	118,933,803	59,289,920
純資産の部合計	714,140,902	630,295,472	83,845,430
負債及び純資産の部合計	721,093,304	634,650,247	86,443,057

## 注記

## 1 重要な会計方針

## (1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金 学校法人会計基準第38条の規定により徴収不能引当金は計上していません。  
退職給与引当金は、期末要支給額 51,530,666円が、公益財団法人 大阪府私学総連合会 退職資金事業よりの交付金と同額である  
計上していません。

## 2 重要な会計方針等の変更

該当はありません。

## 3 減価償却額の累計額の合計額

167,924,587円

## 4 徴収不能引当金の合計額

該当はありません。

## 5 担保に供されている資産の種類及び額

該当はありません。

## 6 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

0円

## 7 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

## 8 その他の財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

該当はありません。